

## 福井大学医学部附属病院医学研究支援センター運営委員会要項

平成 27 年 4 月 23 日  
医学部附属病院長裁定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福井大学医学部附属病院医学研究支援センター要項（平成 27 年 4 月 23 日病院長裁定）第 6 条第 2 項の規定に基づき、福井大学医学部附属病院医学研究支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、福井大学医学部附属病院医学研究支援センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
  - (2) 研究・開発推進部長及び治験管理部長
  - (3) 検査部長
  - (4) 放射線部長
  - (5) 診療科長 若干名
  - (6) 薬剤部長
  - (7) 看護部長
  - (8) 病院部長
- 2 前項第 5 号に掲げる委員は、医学部附属病院長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 5 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(委員会の成立)

第 6 条 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究・地域連携推進部松岡キャンパス研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要項は、平成27年5月1日から施行する。

2 福井大学医学部附属病院治験・先進医療センター運営委員会要項（平成19年4月1日病院長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和2年8月1日から施行する。